

名桜大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針

| レベル | 学生の入構 | 授業・オリエンテーション | 研究活動 | 課外活動 | 大学運営 | 学外者の入構 |
|-----|----------------------|--|--|--|------------------------------|--|
| I | 原則、入構禁止 (注1) | <p>○原則として遠隔のみ。遠隔と対面のハイブリッドで行う必要がある場合は、学部長等から実施前に許可を得る</p> <p>○学外で授業を実施する場合は、学部長等と調整し、学長から許可を得る</p> | <p>○教員の研究活動は感染拡大防止の措置を講じた上で、実施可能</p> <p>○学生の研究活動は、指導教員と行うことを条件に特別に許可する</p> | 全面禁止 大会参加禁止 | 勤務場所分散、在宅勤務、自宅出張を活用した勤務体制とする | 関係者以外入構禁止 |
| II | 感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能 | <p>○授業は対面と遠隔のハイブリッド原則として対面で実施</p> <p>○学外で授業を実施する場合は、学部長等と調整し、学長から許可を得る</p> | 感染拡大防止の措置を講じた上で、実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で、沖縄県等の対処方針にもとづいて許可を得て実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う | 原則として、許可された学外施設利用者、学内事業者及び関連業者以外の入構を禁止する |
| III | 感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能 | <p>○原則として対面で実施</p> <p>○学外で授業を実施する場合も、感染拡大防止の措置を講じる</p> | 感染拡大防止の措置を講じた上で、実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で、実施 | 感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う | 感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能 |

(注1) 以下①～③の場合に限り、学生の入構を認める

- ① 個別学習（グループ学習不可）及び遠隔授業の受講のための施設利用（学生会館、図書館等）
- ② 教科書購入、レポート提出、各種証明書発行、就職活動指導等
- ③ 保健センター及び学生相談室利用